

済生会山口地域ケアセンター介護職員初任者研修 募集要項

❖介護職員初任者研修とは

介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的としています。

この研修は、山口県の指定を受けて社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部山口県済生会山口地域ケアセンターが実施するものです（研修指定番号第11-1号）。研修カリキュラムをすべて履修し、かつ介護技術の習得が認定され、筆記試験に合格した方には修了証明書をお渡しいたします。

1. 受講期間 平成28年8月23日～11月29日
・・・詳細は研修日程表（別紙）をご覧ください。
2. 学習内容 全130時間＋修了評価試験1時間
・・・詳細は研修カリキュラム（表1）をご覧ください。
3. 受講資格 山口市周辺在住および在勤で通学が可能な方。
4. 受講料 50,000円（テキスト代・税込）・・・申込時にお支払いください。
5. 受講会場 済生会山口地域ケアセンター研修会場
6. 定員 20名
7. 受講決定 申込時の受講料納入をもって受講決定とします。
8. 申込方法
 - ・受講申込書に必要事項を記入し、以下のいずれかのコピーと一緒にご持参ください。
（※本人確認のため）
 - ア）戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票
 - イ）住民基本台帳カード
 - ウ）在留カード等
 - エ）健康保険証
 - オ）運転免許証
 - カ）パスポート
 - キ）年金手帳
 - ク）国家資格の免許証または登録証
 - ・写真（3か月以内に撮影したもの、サイズ3.5cm×4cm）の裏に記名をし、申込用紙に貼付でご提出ください。
 - ・受付時間は平日（月～金）8：30～16：30 ※土、日、祝日は休業です。
 - ・受講申込書はお手数ですが総合企画課へ直接ご持参下さい。
9. 募集締切 平成28年8月4日（木） 16：30まで
 - ・締切までに定員20名に達した場合は、受付できませんのでお早めにお申し込みください。予約の受付はできません。
10. 申込先 所定の様式にて受講料とあわせてお申し込み下さい。
済生会山口地域ケアセンター事務局 総合企画課（湯田温泉病院3階）
山口市朝倉町4番55号 TEL 083-924-6689
11. その他
 - ・受講申込者が7名以下の場合、研修を実施しないことがあります。実施しない場合は、決定後速やかにご連絡し、全額を返金いたします。予めご了承ください。
 - ・学習意欲がなく修了の見込みがない方、研修に秩序を乱す方は、受講を取消し、修了証明書をお渡しすることができませんので、ご了承ください。
 - ・科目免除は認めません。全ての科目を履修していただきますのでご了承ください。
 - ・教育訓練給付制度には指定となっておりません。
 - ・駐車場の確保が困難になっております。片道2km未満の方は自家用車での受講はご遠慮ください。
 - ・個人情報について
本研修で得られた個人情報については、当講座の目的以外には利用いたしません。また、受講者の承認なしに他の目的で利用することはいたしません。個人情報の管理については、済生会山口地域ケアセンター総合企画課で安全に管理されております。
 - ・ご不明な点は総合企画課（083-924-6689）へお問い合わせ下さい。

(表1) 研修カリキュラム (130 時間)

科目番号・科目	時間	内 容
1. 職務の理解	6 時間	講義・演習 (※1)「9. ころとからだのしくみと生活援助技術」では、時間内に、介護に必要な基礎的知識の理解の確認と、生活支援技術の習得状況の確認を行います。 (※2) 75 時間中、実習前オリエンテーション、施設実習 12 時間 (6 時間×2 日) を行います。
2. 介護における尊厳の保持	9 時間	
3. 介護の基本	6 時間	
4. 介護・福祉サービス理解の理解と医療との連携	9 時間	
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間	
6. 老化の理解	6 時間	
7. 認知症の理解	6 時間	
8. 障害の理解	3 時間	
9. ころとからだのしくみと生活援助技術 (※1.2)	75 時間	
10. 振り返り	4 時間	施設実習 (3.5 時間)、レポート提出 (0.5 時間)
合計	130 時間	
修了評価試験	1 時間	上記全科目を履修した後に、筆記試験を実施します。

<修了評価について>

【評価基準】(100 点満点とする)

- ・理解度の高い順に 4 区分評価し、C 以上の受講者を評価基準に達したものと認定します。

A = 90 点以上 B = 80~89 点 C = 70~79 点 D = 70 点未満

- ・評価基準に達しない場合は、下記の取り扱いとします。

(修了評価筆記試験不合格時の取り扱い)

不合格者には補講を行い、再試験を実施します。

再試験の回数は 1 回のみとします。

最終評価で不合格となった者は未修了扱いとするので注意してください。

周辺案内図

